

議案第 91 号

交野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

交野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和元年 1 月 6 日提出

交野市長 黒田 実

提案理由 特別職の職員の期末手当の支給割合を改定したいため。

交野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

交野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

交野市特別職の職員の給与に関する条例（昭和36年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「6月に支給する場合においては100分の200、12月に支給する場合においては100分の215」を「100分の210」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、次項の規定は令和元年12月1日から適用する。

（経過措置）

2 令和元年12月に支給した期末手当に限り、この条例による改正後の交野市特別職の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第3項の規定中「100分の210」とあるのは「100分の220」とする。

（期末手当の内払）

3 職員がこの条例による改正前の交野市特別職の職員の給与に関する条例の規定により、令和元年12月1日を基準日として支給を受けた期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。